

スポーツ講習助成事業実施要綱

平成29年9月1日 要綱第4号

(助成の目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が選手（小学生、中学生、高校生、一般）及び指導者の育成、強化、並びに、佐渡市のスポーツ振興を図るために実施する事業に対し、事業費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、当該年度中に加盟団体が行う講習会、講演会、スポーツ教室等の事業とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる事業費は、講師謝礼、講師交通費・宿泊費、消耗品費（試合球を含む）、印刷製本費、通信運搬費、保険料、施設使用料（減免対象施設の場合は、減免後の料金）、その他事業に必要な経費とする。
飲食代（講師昼食代、飲み物代等は除く）は対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成額は事業費の1／2を支給する。但、上限は10万円とする。
2 助成金の総額は、予算内とするが、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付申請及び申請期限)

第5条 助成金の交付を受けようとする加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）は、スポーツ講習助成事業申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、当協会事務局宛に申請する。

なお、申請書類は返却しないこととする。

2 受付～交付決定は、受付ごとに随時実施する。

なお、申請の対象は当該年度4月以降に実施済の事業も対象とする。

(助成金交付の決定)

第6条 協会会長は、前条の助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、スポーツ講習助成事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに佐渡市スポーツ協会スポーツ講習助成事業報告書(様式第3号)により当協会事務局宛に報告する。

2 (助成金の経理) 助成を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類(領収書等)を提出する。領収書の提出は、助成対象となる費目のみで可とする。また、領収書は、内訳の明確にわかるものとする。

3 (講習会等の中止) 申請者は、本事業採択の通知を受けた後に講習会等を中止する場合には、速やかに佐渡市スポーツ協会会長にその旨を届け出ることとする。

(助成金の額の確定)

第8条 協会会長は、前条の規定による事業報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、スポーツ講習助成事業助成金交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 協会会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、スポーツ講習助成事業助成金交付確定通知書(様式第4号)に基づき速やかに助成金を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、佐渡市スポーツ協会と加盟団体が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。